

奈義町立図書館 資料収集方針

奈義町立図書館

1995(平成 7)年 6 月 1 日 (初版)

2024(令和 6)年 12 月 3 日 (改訂第 4 版)

目 次

1. 目 的

2. 基本方針

3. 資料収集にあたっての留意点

4. 選定の組織

5. 選定基準

5-1 一般書

5-2 児童書

5-3 視聴覚資料

5-4 電子資料

5-5 点字図書・障害者用録音（音訳）図書

5-6 その他の資料

6. 寄贈資料の受入

7. 資料の除籍及び廃棄

1. 目的

奈義町立図書館は、町民の生涯にわたる創造性豊かで、自主的な生涯学習に必要な資料を提供する場であるとともに、子どもから高齢者まで、世代や性別、ハンディキャップをこえて、町民が豊かで自由な読書に親しめるまちを目指して、町民の読書要求を満たすべく活動する機関である。

この方針は、上記の目的を達成するために必要な、資料の収集に関する事項を定めるものである。

2. 基本方針

奈義町立図書館は、上記の目的を達成するために必要な資料の収集にあたり、次の基本方針を定める。

- (1) 図書館の魅力は新鮮な資料が揃っているところにあるという認識のもとに、資料収集作業は将来を見通して計画的に進める。
- (2) 図書館法に示された公共図書館の役割である「町民の教養、文化の向上、教育、調査、趣味、娯楽、レクリエーション」等に関する資料を収集する。
- (3) 奈義町に関する資料は過去のものにも遡り、網羅的に収集する。特に、奈義町の各種団体、個人が印刷、出版したものは資料性の有無を考慮して収集する。
- (4) 資料の収集選択において外部の圧力に左右されことなく公平、平等、自由な立場を堅持し、多様な主張を幅広く網羅的に選択する。
- (5) リクエストによる図書は原則として購入対象とするが、県立図書館、他市町公共図書館との相互貸借等の方法で提供できる場合は積極的に活用する。
- (6) 青少年が関心を持つ「今」に対応する新鮮な資料を収集する。
- (7) 亡失、汚損・破損等による資料の補充は必要に応じて随時行うとともに、長期計画に基づき全体として効果的に対応することとする。

3. 資料収集にあたっての留意点

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 図書館員の個人的関心や、好み又は特定の宗教及びイデオロギーに偏った選択・収集はしない。
- (3) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著者を排除することはしない。
- (4) 個人、組織、団体等からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (5) 寄贈資料の受入れにあたっても上記の考え方を適用する。

- (6) 要求の多さや資料性を考慮しながら、他の代替え可能な図書がないかどうか、又は他市町及び県立図書館等の収集及び蔵書状況等も収集可否の判断材料とする。
- (7) 次の資料は原則として選定対象から除外する。ただし、①～⑦については、購入資料について適用されるものであり、寄贈図書については、資料性や他の図書館との協力を考慮しながら対応する。また⑥については判決確定後、⑦については指定後の購入について適用される。
- ①学習参考書
一般的な概要書として活用できるものは収集対象とする。
- ②試験問題集
- ③専門書
一般社会人向けとして利用される資料、大学の教養課程向け程度までを収集の目安とし、大学の専門課程、又は専門的な仕事で必要とされる資料は、県立図書館又は大学図書館等の協力を求めながら提供する。
- ④コンピューターゲームの解説書、ルールブック、攻略本等
読み物的要素の強いもの、資料性の高いものは収集対象とする。
- ⑤人権又はプライバシーを侵害するもの
ただし、この基準は極力限定して適用されるものとする。
- ⑥裁判所によりわいせつ出版物として判決が確定したもの。
- ⑦岡山県青少年保護育成条例による有害図書指定を受けたもの
- (8) このようにして収集された図書館資料が、どのような思想や主張を持っていようと図書館及び図書館職員が支持していることを意味するものではない。資料の持つ思想や主張は、読者であるひとりひとりの町民がより良く生きるために必要な参考資料として自由な思索と判断に活用されるべきものである。そのためにも、図書館では多様な思想、主張が共存するような資料収集をしていく必要がある。

4. 選定の組織

- (1) 資料の選択、収集にあたっては利用者に接する図書館職員（司書）がこれにあたる。なお、寄贈資料については、図書館長の決裁により受け入れる。（→「6. 寄贈資料の受入」を参照。）

5. 選定基準

5-1 一般書

5-1-01 収集の基本的な考え方

- (1) 選択者の好み・主観を排除し、客観的に公平な立場で収集する。
- (2) いくつかの意見に分かれるものについては、多様な観点の資料を収集する。
- (3) 魅力ある新鮮な書架をめざし、資料の更新に気を配る。
- (4) 利用者の要求・資料・出版事情を知るよう努める。
- (5) 利用の多い分野については、類書や複本を用意する。

5-1-02 総記（図書館・書誌学・百科事典・年鑑）

- (1) 百科事典・年鑑などは、豊富な資料を収集する。
- (2) 情報科学は、技術革新が著しいので、最新の情報を収集する。
- (3) 図書館学に関する資料は積極的に収集する。

5-1-03 哲学（哲学・心理学・倫理学・宗教）

- (1) 各分野の基本書・入門書を体系的に収集する。
- (2) 話題になっているテーマ（人生論、宗教書等）に留意する。

5-1-04 歴史（歴史・伝記・地理・紀行）

- (1) 歴史については、多様な資料を収集する。
利用の多い分野なので、一般向けに書かれた歴史読物から、入門書・概説書・研究書・史料・伝記など幅広く収集する。
- (2) 地理・旅行ガイド（旅館・民宿等）に関するものは出来るかぎり最新のものを収集する。

5-1-05 社会科学（政治・法律・経済・統計・社会・教育・風俗習慣・国防）

- (1) 各分野の基本書（入門書・概説書）を体系的に収集する。
- (2) 時事性の高い分野なので、今日的主題を重視して収集する。

5-1-06 自然科学（数学・物理・化学・天文・生物・植物・医学）

- (1) 進歩が著しい分野なので、出来るかぎり最新のものを提供出来るよう留意する。
- (2) 入門書・概説書(必要に応じて大学の一般教養課程程度のもの)を中心に収集する。

5-1-07 技術（環境・建築・機械・電気・海洋・工学・家政学）

- （１）進歩が著しい分野なので、出来るかぎり最新のものを体系的に収集する。
- （２）入門書・概説書を幅広く収集する。
- （３）様式別による料理法・献立・家庭料理等に関するものを揃える。
- （４）マイホーム（新築・改築）に関するものを幅広く収集する。
- （５）家庭医学・育児に関するものは体系的に収集する。

5-1-08 産業（農林業・水産業・商業・運輸・通信・園芸）

- （１）入門書・概説書を中心に収集する。
- （２）最近の産業社会の動向についてわかりやすく書かれた資料を収集する。
- （３）家庭菜園や花づくり、盆栽など趣味に関するものも収集する。
- （４）ペットの飼育に関するものは実用性に留意する。

5-1-09 芸術（美術・音楽・演劇・スポーツ・娯楽・諸芸）

- （１）各分野の入門的なレベルから上級のものまで体系的に収集する。
- （２）美術全集・画集・写真集などの収集にあたっては、高価なものも多いので、利用度と価格のバランスを考慮する。
- （３）趣味・流行に留意し、出来るかぎり最新のものを収集する。

5-1-10 言語（言語学・辞典・文法・語法・会話）

- （１）辞典類は基本的なものを幅広く収集する。
- （２）生涯学習に役立つ資料を収集する。
- （３）外国の語学書にも留意して収集する。

5-1-11 文学（文学理論・文学史・児童文学研究・詩歌・小説・随筆）

- （１）作家論・古典等は基本的なものから、ある程度の研究書まで体系的に収集する。
- （２）現代小説・随筆等は、利用の多い分野であり、積極的に収集する。
- （３）受賞作品や話題になっている作品の収集に努める。

5-1-12 参考図書（辞典・事典・便覧）

- （１）調査研究に役立つ図書・資料を幅広く収集する。
- （２）内容が新しく、信頼性の高い資料を収集する。

5-1-13 郷土資料

- (1) 町民の生涯学習、その他生活情報に役立ち、また郷土の歴史を後世に伝える多様な資料を収集する。
- (2) 郷土に関する資料とは、次のとおりとする。
 - ①地理的範囲は、奈義町・岡山県全域と、その他深くかかわりのある地域とする。
 - ②郷土に関するあらゆる主題（歴史・教育・風俗・文化財等）を取り扱った資料を収集する。

5-1-14 漫画（コミック）

- (1) 漫画はひとつの文化として評価しなければならない。ただし、出版点数が多く内容に格差があるため、次の点に注意しながら収集する。
 - ①優れた作品として長年にわたって読みつがれ、既に評価の定まっているもの、又は受賞作品など、現時点で同等の評価ができるもの。
 - ②それぞれのジャンルの活字メディアへの知的好奇心の入り口になるような作品。
 - ③地域に関わり深い作家、内容のもの。

5-1-15 ファイル資料

- ①パンフレット、リーフレット、チラシ、ビラ、新聞の切り抜き等を収集する。
- ②保存や管理については、簡易的なものとする。
- ③特にパンフレットなど出版物等で刊行されないような内容のものについては、留意して収集する。
- ④社会現象を反映したもの、郷土に関するもの、資料的価値のあるものを収集する。

5-1-16 新聞

- (1) 主要な日刊紙（地方紙を含む）を中心に、各種新聞を収集する。

5-1-17 雑誌

- (1) 雑誌は最新の情報が得られる資料なので、町民の暮らしや楽しみに役立つもの、調査研究に役立つものを幅広く収集する。
- (2) 町民の趣向や流行に留意し、一定期間毎（原則として1年）に収集対象の見直しを行う。

5-2 児童書

5-2-01 収集の基本的な考え方

- (1) 子どもの発達段階や興味に合わせ、情緒を豊かにし、生きる力を醸成するのに役立つと考えられるものを収集する。
- (2) 読みつがれ評価の定まったものは積極的に収集する。
- (3) 利用の多いものは複本を収集する。
- (4) 一般書であって、児童の利用に適していると考えられるものについては、児童書としての提供を考慮にいれて収集する。
- (5) 外国語の資料も必要に応じて収集する。
- (6) 正確な情報をもったものを収集する。
- (7) 出来る限り造本・装丁のしっかりしているものを収集する。

5-2-02 総記

- (1) 子どもの自発的な疑問や学習に必要な資料の収集に努める。

5-2-03 哲学

- (1) 情報過多の社会の中で、人生や生き方の指針となるものを収集する。

5-2-04 歴史・伝記・地理

- (1) 歴史
歴史の流れがよく分かり、出典や根拠の確かなものを収集する。
- (2) 伝記
エピソード中心でなく生涯史となっており、史実に則して記述されているものを収集する。
- (3) 地理
日本国内及び外国の資料を対象にし、出来る限り最新のものを収集する。

5-2-05 社会科学

- (1) 社会についての基礎的な知識が得られ、個人と社会の結びつきを考えられるものを収集する。
- (2) 身近な近隣社会の問題から、国内・世界的な問題を扱った本まで、幅広く収集する。
- (3) 民話・昔話については原話にもとづくものを収集する。

5-2-06 自然科学

- (1) 自然に対する興味や関心を深め、科学的なものの見方、考え方の過程を学ぶことが出来るものを収集する。
- (2) 生命の誕生と性についての本は、科学的に正確かつ人間の尊厳が守られるような記述がなされているものを収集する。

5-2-07 技術

- (1) 科学技術の発展が分かり易く解説され、内容の充実したものを収集する。
- (2) 家政学については、実用性と、見て楽しめる娯楽性とを合わせ持ったものを収集する。

5-2-08 産業

- (1) 各種産業に関わる多様な資料を収集する。
- (2) 園芸・飼育に関するものは、実用性の高いものに留意する。

5-2-09 芸術・スポーツ・娯楽

- (1) 各種の芸術・スポーツ、遊びに親しみ、学習し、楽しむことの出来るものを収集する。

5-2-10 言語

- (1) 言語の大切さを知り、国語に関する興味が湧く資料を収集する。
- (2) 外国語に関する本にも留意する。

5-2-11 文学

- (1) 正しい日本語で書かれ、読みやすいものを収集する。
- (2) 子どもむけに編集された日本と世界の古典の収集に努める。
- (3) 詩歌については、よく選ばれた言葉で綴られたものを収集する。

5-2-12 絵本

- (1) 文章がこなれていて読みやすく、リズム感があり、正しい日本語で書かれているものを収集する。
- (2) 絵に表現力があり、文章と絵が調和しているものに留意する。
- (3) 科学絵本・知識絵本は、正確さと絵本としての楽しさの両方兼ね備えたものを収集する。
- (4) 外国語で書かれた絵本にも留意する。
- (5) 前各号に加えて、「別表 1：絵本選定基準」に基づき選定を行う。

※注) 中学・高校生向けの絵本についても上記に準ずる。

5-2-13 漫画 (コミック)

- (1) 概ね一般書の場合の収集方針に準ずる。学習漫画については内容が正確であるもの、漫画を使う必然性の感じられるもの、漫画の長所を生かした内容のものを収集する。

5-2-14 紙芝居

- (1) 絵本と同様、絵に表現力があり、子どもの感受性に優しく楽しいものを収集の対象とする。

5-2-15 郷土資料

- (1) 地域の歴史や文化・産業及び伝記等がやさしく紹介された資料（まんがも含む）を網羅的に収集する。

3 視聴覚資料

5-3-01 収集の基本的な考え方

- (1) 図書館サービスの中心は本（活字媒体）であることを認識しつつ、情報化社会に対応した活字以外の視聴覚メディアの収集にも努める。
- (2) 社会教育施設にふさわしい視聴覚資料の収集に努める。
- (3) 視聴覚資料の収集について、利用者からの意見は参考までに受け止めるが、個別のリクエストは受けない（予算が限られていること、公共図書館の相互貸借の対象外であること及び著作権の問題があること等を考慮）。
- (4) 当面、次のものを収集する。
 - ①映像資料：DVD、その他
 - ②録音資料：コンパクト・ディスク、その他
- (5) 映像資料については、著作権がクリアされているか否かに留意して収集する。
- (6) 児童を対象にした視聴覚資料については、感受性に優しいものを中心に収集する。

5-3-02 映像資料：DVD、ビデオ等

- (1) 著作権がクリアされている資料を中心に収集する（原則として館内上映、館外貸出のいずれか又は両方）。ただし、寄贈資料については、館内視聴扱いのものであっても資料性を考慮しながら収集する。
- (2) 社会的に評価が定まっている作品を中心に収集する。（内外の受賞作品、信頼のける団体が推薦した作品など）
- (3) 郷土に関する資料。特に奈義町に関する資料は可能な限り収集に努める。
- (4) 出来る限り幅広いジャンル及び年齢層を対象にした資料を収集する。

(5) その他、映像資料については、住民の要求、資料性、実用性を考慮しながら収集する。

5-3-03 録音資料：CD（コンパクトディスク）等

- (1) クラシック音楽は、社会的に評価が定まっている作品を中心に収集する。
- (2) ポピュラー音楽は、ジャンルや点数が多く、人気の移り変わりが激しいため、将来的にも評価が続くことが予想されるもの、特に要求が多いものを中心に収集する。
- (3) 上記以外の音楽と音楽以外のオーディオ資料については、住民の要求、資料性、実用性を考慮しながら収集する。

4 電子資料

5-4-01 収集の基本的な考え方

- (1) 電子資料であることの必要性がある場合や、図書資料で収集するよりも利点が多い場合に収集対象とする。
- (2) パッケージ型資料（CD-ROMなど）を中心に収集する。
- (3) オンライン型有料外部データベース等の情報を収集する。

5 点字図書・障害者用録音（音訳）図書

5-5-01 収集の基本的な考え方

- (1) 点字図書、障害者用録音（音訳）図書の収集にあたっては、対象者からのリクエストを中心に、点字ボランティア、朗読ボランティア等の協力を得ながら対応する。
- (2) 収集にあたっては、概ね他の墨字資料（※）と同様の収集方針を適用するものとする。

※墨字：視覚障害者が使う「点字」に対して、晴眼者が使うかなや漢字、アルファベット、数字などの文字を指す。一般文字ともいう。

6 その他の資料

5-6-01 収集の基本的な考え方

(1) 次の資料は、奈義町の町おこしに関わり深い資料であるので、重点的に収集する。ただし、特色ある資料収集のために、要求の多い資料が抑えられる結果にならないよう考慮しながら収集に努めるものとする。

- ①書道関係資料
- ②歌舞伎関係資料
- ③奈義町現代美術館作家関係資料

6. 寄贈資料の受入

寄贈資料の受入にあたっては、原則として前記までの収集方針を適用する。
ただし、次の点に注意する。

(1) 資料の寄贈は随時受け付ける。なお、資料の扱いについて図書館に一任することを前提に、寄贈を受け付けるものとする。ただし次にあげるものは受入れしない

- ①内容の古くなった百科事典や図鑑
- ②美術全集、文学全集
- ③出版年の古いガイドブックや実用書
- ④DVDやビデオ等の映像資料で著作権の処理が必要なもの
- ⑤寄贈後の運用、保管等に条件を付するもの
- ⑥受入れに関して多額の費用を要するもの
- ⑦すでに必要部数受け入れられているもの

(2) 寄贈の受付にあたっては、申込書「図書館資料等の寄贈について」に寄贈資料の書名、数量、寄贈者の氏名・住所等の記入を求めること。郵便や資料搬送便等で送付される、申込書のない寄贈資料については、一覧表を作成してこれに替えるものとする。

(3) 受付後の資料は、図書館長の決裁により受け入れるものとする。

(4) 開架扱いで利用する資料の収集基準は、購入資料に準ずる。

(5) 原則として保存状態の悪い資料の寄贈は受けない。

ただし、郷土資料的なもの、多巻ものの欠本を補うもの、時代や風俗を表すものは利用が不可能であると判断されるほど状態が悪いものを除き、可能な限り収集する。

(6) 開架扱いにせず、保存資料として最初から書庫に納める資料の判断基準は次のとおりとする。

- ①当館に所蔵せず、資料的に保存価値の高い資料は登録して利用する。
- ②すでに所蔵している資料で、複本として利用できるものは、登録して利用する。
- ③さしあたって必要のないもので、近い将来に更新などで利用する可能性がある場合は未登録のまま書庫に保管する。

(7) 他の公共図書館で保管する方が利用価値、保存価値が高いと判断される資料は他館へ協力を仰ぐ。

7. 資料の除籍及び廃棄

本方針に基づき受け入れた資料の除籍及び廃棄に関する事項は、「図書館資料の除籍及び廃棄に関する基準」で別途定める。

奈義町立図書館 絵本選定基準

2024年12月3日 制定

1 基本原則

立図

この基準は、奈義町図書館がその目的を達成するために必要な絵本の選定に関する事項を定める。

- (1) 絵本とは、書籍の形態をもって、絵または絵と文の融合から生まれる芸術であると捉える。
- (2) 原則として、絵の比重が形式的にも、内容的にもその本の半分以上を占めていること。
- (3) 絵本は主として、乳幼児・児童を対象としたものであるが、青少年、成人向きのものも考慮すること。
- (4) 絵雑誌は対象としない。

2 制作態度について

- (1) 子どもに対する正しい愛情が表現されていること。
- (2) 子どもに興味関心のある題材が選ばれていること。
- (3) 子どもの創造力・思考力を伸ばすものであること。
- (4) 既成の概念にとらわれず、創意工夫がなされていること。
- (5) 絵と説明文が調和していること。
- (6) 子どもの生活のリズムにあったものであること。
- (7) 著者の意図する年齢にふさわしいものであること。

3 絵について

- (1) 内容を的確に表現していること。
- (2) 芸術的なかおり高いものであること。
- (3) 子どもの感覚に合致しており、理解しやすいものであること。
- (4) 子どもを楽しくすることができる絵柄であること。

4 文について

- (1) わかりやすく、内容を正確に伝えていること。
- (2) 文学的かおりの高い文章であること。

- (3) 内容の展開に不自然さがないこと。
- (4) 文の長さ、リズム、間などについて、十分な配慮がなされていること。
- (5) 子どもに理解できることばで書かれていること。
- (6) 洗練された用語が用いられていること。
- (7) 文字、かなづかい、わかち書き等に適切な配慮がなされていること。
- (8) 読んだ結果が次の段階へ発展するよう配慮されていること。
- (9) 科学的題材を扱ったものにおいては、内容が体系的に扱われていること。

5 造本その他について

- (1) 装てい、用紙などが作品を十分に生かしていること。
- (2) レイアウトが適切であること。
- (3) 判型は内容にふさわしいものであること。
- (4) 製本は堅牢であること。
- (5) 開き具合は自然であること。
- (6) 用紙は丈夫であること。
- (7) 印刷は鮮明であること。
- (8) 文字の大きさ、書体は適当であること。
- (9) 価格は適切であること。